

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	総務部資産税課
委託業務名	家屋評価図形計算システムにおけるソフトウェア保守点検業務委託
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	家屋評価図形計算システムの保守
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	1,441,000円
契約の相手方	[所在地] 大津市中央三丁目1番8号 [名称] 朝日航洋株式会社滋賀支店 支店長 岡田 清明
契約相手方の選定理由	当該業者は家屋評価図形計算システムの開発業者であり、システムの内容に精通している。当該業者以外の業者が保守する場合、当該システムの内容を十分理解しなければ適切な保守ができないことから、当該業務の円滑かつ適正な実施が図れるため上記の業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。